

「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会」における協議状況について

「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会）」では、3月22日開催する第6回協議会において「地域公共交通計画（骨子案）」について議論する予定。

現在、沿線市町、近江鉄道㈱等とともに案のとりまとめを行っているところ。

1 計画の策定主体

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会）

2 計画の策定目的

近江鉄道線は、120年以上にわたり、県東部地域における基幹交通軸であり、沿線地域の住民の通勤・通学や観光等で地域を訪れる人々の貴重な移動手段であり、近江鉄道線の持続可能な運行体制の構築を目指し、県、近江鉄道沿線市町、交通事業者、関係団体等が一体となり、近江鉄道線を軸とした公共交通網ネットワークを構築することを目的として本計画を策定する。

3 計画の位置づけ

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく法定計画であり、近江鉄道沿線地域における地域公共交通のマスターplanとなる。

4 計画の期間

令和3年度から令和15年度までの13年間

※令和6年度より「公有民営」方式による上下分離への移行にあたり、令和5年度に策定予定の「鉄道事業再構築実施計画」の計画期間（令和6年度から令和15年度まで）に終期を合わせるもの。

5 計画（骨子案）の概要

別添「概要版」のとおり

6 今後の予定

令和3年3月10日

常任委員会において計画骨子案報告

令和3年3月22日

法定協議会において計画骨子案協議

令和3年6月

法定協議会において計画原案協議

令和3年7月～8月

県民政策コメント実施

令和3年8月

法定協議会において計画案協議、策定

→ 国土交通大臣へ提出

※ 検討状況については常任委員会において適宜報告